

介護老人保健施設りんどうの里 利用料金表

I 介護保健施設サービスを利用する場合

1 介護保健施設サービス費（I）の内訳

【個室型】1人室利用の方（i）

区分	項目	金額	備考
基本料金	要介護 1	710 円/日	
	要介護 2	757 円/日	
	要介護 3	820 円/日	
	要介護 4	872 円/日	
	要介護 5	925 円/日	

【多床室型】2人室・4人室利用の方（iii）

区分	項目	金額	備考
基本料金	要介護 1	786 円/日	
	要介護 2	834 円/日	
	要介護 3	897 円/日	
	要介護 4	950 円/日	
	要介護 5	1003 円/日	

区分	項目	金額	備考
各種加算	初期加算	30 円/日	入所日より、30日以内の期間に限り加算。
	認知症ケア加算	76 円/日	認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合に加算。
	栄養マネジメント加算	14 円/日	入所者の栄養状態をアセスメントしその状況に応じて多職種により栄養マネジメントが行われた場合、基本料金に左記金額を加算。
	療養食加算	23 円/日	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、基本料金に左記金額を加算。
	経口移行加算	28 円/日	経管により食事を摂取する入所者を経口摂取に移行するため、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合180日を限度として、基本料金に左記金額を加算。
	経口維持加算（I）	28 円/日	著しい誤嚥が認められる者を対象として、入所者の経口摂取を維持する為、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合180日を限度として、基本料金に左記金額を加算。
	経口維持加算（II）	5 円/日	誤嚥が認められる者を対象として、入所者の経口摂取を維持するため、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合180日を限度として、基本料金に左記金額を加算。
	夜勤職員配置加算	24 円/日	夜勤職員の加配要件を満たす場合
	サービス提供体制強化加算（I）	12 円/日	介護福祉士が40%以上配置されている場合。
	サービス提供体制強化加算（II）	6 円/日	常勤職員が75%以上配置されている場合。
	サービス提供体制強化加算（III）	6 円/日	3年以上の勤続年数のある者が30%配置されている場合。

区分	項目	金額	備考
各種加算	短期集中リハビリテーション 実施加算	240 円/日	入所日から3ヶ月以内に実施した場合、基本料金に左記金額を加算。
	若年性認知症入所者 受け入れ加算	120 円/日	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供をした場合。
	外泊時費用	362 円/日	外泊をした場合、外泊初日と最終日を除いて、基本料金に替えて左記の金額とする。(ただし、月6日を限度とする。)
	在宅復帰・在宅療養 支援機能加算	21 円/日	在宅復帰要件とベッド回転率要件を満たした場合に算定。
	認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	240 円/回	入所日から3ヶ月以内に実施した場合、1週間に3回を限度として加算。
	入所前後訪問指導加算	460 円/回	入所期間が1ヶ月を越えると見込まれる者の入所予定日前30日から入所後7日以内に当該入所者の自宅を訪問して退所を念頭に置いた施設サービス計画策定、及び、診療方針の決定を行った場合(1回を限度)
	退所前訪問指導加算	460 円/回	退所前に居室において入所者及びその家族に退所後の療養上の指導等を行った場合に加算。(1回を限度)
	退所後訪問指導加算	460 円/回	退所後(30日以内)に居室において入所者及びその家族に退所後の療養上の指導等を行った場合に加算。(1回を限度)
	退所時指導加算	400 円/回	退所時に入所者及び家族に退所後の療養上の指導等を行った場合に加算。
	退所時情報提供加算	500 円/回	退所後の主治の医師に対して、本人の同意を得て診療状況を示す文章を添えて入所者の紹介を行った場合に加算。
	退所前連携加算	500 円/回	退所に先立って、入所者が希望する指定居宅介護支援事業者に、本人の同意を得て、診療状況を示す文章を添えて居宅サービスに必要な情報提供を行い、指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスに関する調整を行った場合に加算。
	老人訪問看護指示加算	300 円/回	退所時に指定訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合に加算。
	認知症行動・心理状況 緊急対応加算	200 円/日	医師が認知症の行動・心理状況を認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当と判断した場合、入所日から7日を限度として算定。
	認知症情報提供加算	350 円/日	「認知症の原因疾患に関する確定診断」が行われ、病状経過、検査結果、現在の処方箋を示すもの等(老企40号に定めるもの)について情報提供した場合。入所後7日間に限る。
	口腔機能維持管理体制加算	30 円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行った場合に加算。
口腔機能維持管理加算	110 円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行った場合に加算。	

区分	項 目	金 額	備 考
各 種 加 算	地域連携診療計画情報提供加算	300 円/回	※算定要件 診療報酬の地域連携診療計画管理料 又は地域連携診療計画退院時指導料 を算定して保険医療機関を退院した 入所者に対して、当該保険医療機関 が地域連携診療計画に基づいて作成 した診療計画に基づき、入所者の治 療等を行い、入所者の同意を得た上 で、退院した日の属する月の翌月ま でに、地域連携診療計画管理料を算 定する病院に診療情報を文書により 提供した場合（1回を限度として算 定。）。
	所定疾患施設療養費	300 円/回	肺炎、尿路感染症又は带状疱疹につ いて、投薬、検査、注射、処置等 を行った場合。同一の利用者につ いて1月に1回を限度として算定する。 1回につき連続する7日間を限度と して算定する。
	緊急時治療管理	500 円/日	入所者の病状が著しく変化した場合、 緊急的な治療管理としての投 薬、検査、注射、処置等を行った場 合、月3日を限度に加算。
	特定治療		点数に応じた算定を行う。
	ターミナルケア加算（Ⅰ）	160 円/日	死亡日以前4日以上～30日未満
	ターミナルケア加算（Ⅱ）	820 円/日	死亡日以前2日・又は3日
	ターミナルケア加算（Ⅲ）	1650 円/日	死亡日

※介護処遇改善加算

区分	項 目	金 額	備 考
	介護処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×15/1000	厚生労働大臣基準の全てに適合の場合
	介護処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数×15/1000 ×90/100	厚生労働大臣基準（7）若しくは （8）を除く場合
	介護処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数×15/1000 ×80/100	厚生労働大臣基準（1）～（6）ま で適合する場合

介護処遇改善加算について、所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。（平成27年3月31日までの間）

2 食費・居住費の内訳

(1) 介護保険負担限度額認定者以外の者

項目	居住に関する費用 (居住費)		食事提供に 要する費用
	部屋区分	金額	金額
	従来型個室 (1人室)	1500 円/1日	1700円/1日
	多床室 (2人室・4人室)	350 円/1日	

(2) 介護保険負担限度額認定者 ※注釈参照

項目	居住に関する費用 (居住費)		食事提供に 要する費用
	部屋区分	金額	金額
【基準費用額】	従来型個室 (1人室)	1640 円/1日	1380円/1日
	多床室 (2人室・4人室)	320 円/1日	
【第1段階 負担限度額】	従来型個室 (1人室)	490 円/1日	300円/1日
	多床室 (2人室・4人室)	なし	
【第2段階 負担限度額】	従来型個室 (1人室)	490 円/1日	390円/1日
	多床室 (2人室・4人室)	320 円/1日	
【第3段階 負担限度額】	従来型個室 (1人室)	1310 円/1日	650円/1日
	多床室 (2人室・4人室)	320 円/1日	

※「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に該当する利用者等の負担額について

○ 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

○ 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

○ 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。

【利用者負担第1段階】 生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第2段階】 所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方

【利用者負担第3段階】 所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など）

○ 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となる場合があります。

○ その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

3 その他費用の内訳

項目	金額	備考
日常生活費	150 円/日	石鹸・シャンプー・トイレトーパー・入れ歯洗浄剤・お茶等日常生活上必要なもの
教養娯楽費	150 円/日	レクリエーション費用・新聞代等
電化製品利用料・大（消費税課税対象）	100 円/日	電器毛布・電器あんか等（熱のでるもの）
・小（消費税課税対象）	50 円/日	テレビ・ラジカセ等

II 短期入所療養介護サービスを利用する場合

1 短期入所療養介護サービス費（I）の内訳

【個室型】1人室利用の方(老健短期i)

区分	項 目	金 額	備 考
	要 介 護 1	750 円/日	
	要 介 護 2	797 円/日	
	要 介 護 3	860 円/日	
	要 介 護 4	912 円/日	
	要 介 護 5	965 円/日	

【多床室型】2人室・4人室利用の方（老健短期iii）

区分	項 目	金 額	備 考
	要 介 護 1	826 円/日	
	要 介 護 2	874 円/日	
	要 介 護 3	937 円/日	
	要 介 護 4	990 円/日	
	要 介 護 5	1043 円/日	

区分	項 目	金 額	備 考
各 種 加 算	リハビリテーション機能強化加算	30 円/日	基本料金に左記金額を加算。
	認知症ケア加算	76 円/日	認知症の利用者に対して介護保健施設サービスを行った場合に加算。
	夜勤職員配置加算	24 円/日	夜勤職員の加配要件を満たす場合
	送迎加算	184 円/回	片道につき、左記金額を加算。
	個別リハビリテーション加算	240 円/回	個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に加算。
	認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	200 円/回	「認知症の行動・心理状態」が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が判断した場合。 (7日間を限度として。)
	若年性認知症入所者 受け入れ加算	120 円/日	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供をした場合。
	療養食加算	23 円/日	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、基本料金に左記金額を加算。
	重度療養管理加算	120 円/日	要介護4・5の方で、厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養に必要な処置を行った場合に算定。
	緊急時治療管理	500 円/日	利用者の病状が著しく変化した場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月3日を限度に加算。
	特定治療		点数に応じた算定を行う。
	緊急短期入所受入加算	90 円/日	7日間を限度として
	サービス提供体制強化加算（I）	12 円/日	介護福祉士が40%以上配置されている場合。
	サービス提供体制強化加算（II）	6 円/日	常勤職員が75%以上配置されている場合。
	サービス提供体制強化加算（III）	6 円/日	3年以上の勤続年数のある者が30%配置されている場合。

項 目	金 額	備 考
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（3～4時間未満）	650 円/日	
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（4～6時間未満）	900 円/日	
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（6～8時間未満）	1250 円/日	
重度療養管理加算	60 円/日	要介護4・5の方で、厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養に必要な処置を行った場合に算定。

※介護処遇改善加算については、施設入所サービスに準じます。

区分	項 目	金 額	備 考
	介護処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×15/1000	厚生労働大臣基準の全てに適合の場合
	介護処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数×15/1000 ×90/100	厚生労働大臣基準（7）若しくは（8）を除く場合
	介護処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数×15/1000 ×80/100	厚生労働大臣基準（1）～（6）まで適合する場合

介護処遇改善加算について、所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。（平成27年3月31日までの間）

2 食費・居住費の内訳

(1) 介護保険負担限度額認定者以外の者

項目	滞在に関する費用（滞在費）		食事提供に要する費用	
	部屋区分	金額	食事区分	金額
従来型個室 （1人室）		420 円/1日	3食	1380円/1日
			朝食	
多床室 （2人室・4人室）		320 円/1日	昼食	460円/1食
			夕食	

(2) 介護保険負担限度額認定者 ※注釈参照

項目	滞在に関する費用（滞在費）		食事提供に要する費用
	部屋区分	金額	金額
【基準費用額】	従来型個室（1人室）	1640 円/1日	1380円/1日
	多床室（2人室・4人室）	320 円/1日	
【第1段階負担限度額】	従来型個室（1人室）	490 円/1日	300円/1日
	多床室（2人室・4人室）	なし	
【第2段階負担限度額】	従来型個室（1人室）	490 円/1日	390円/1日
	多床室（2人室・4人室）	320 円/1日	
【第3段階負担限度額】	従来型個室（1人室）	1310 円/1日	650円/1日
	多床室（2人室・4人室）	320 円/1日	

※「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に該当する利用者等の負担額について

○ 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

○ 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受けする必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

○ 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。

【利用者負担第1段階】 生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第2段階】 所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方

【利用者負担第3段階】 所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など）

○ 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となる場合があります。

○ その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

3 その他費用の内訳

項目	金額	備考
日常生活費	150 円/日	石鹸・シャンプー・トイレットペーパー・入れ歯洗浄剤・お茶等日常生活上必要なもの
教養娯楽費	150 円/日	レクリエーション費用・新聞代等
電化製品利用料・大（消費税課税対象）	100 円/日	電器毛布・電器あんか等（熱のでるもの）
・小（消費税課税対象）	50 円/日	テレビ・ラジカセ等
送迎費	20 円/km	営業地域外への送迎の場合

Ⅲ 通所リハビリテーションサービスを利用する場合

1 通所リハビリテーションサービス費の内訳（イ 通常規模事業所）

区分：介護老人保健施設

区分	項目	金額	備考	
基	1時間以上 2時間未満	要介護1	270 円/日	※個別リハを20分以上実施した 場合に算定
		要介護2	300 円/日	
		要介護3	330 円/日	
		要介護4	360 円/日	
		要介護5	390 円/日	
	2時間以上 3時間未満	要介護1	284 円/日	
		要介護2	340 円/日	
		要介護3	397 円/日	
		要介護4	453 円/日	
		要介護5	509 円/日	
本 3時間以上 4時間未満	要介護1	386 円/日		
	要介護2	463 円/日		
	要介護3	540 円/日		
	要介護4	617 円/日		
	要介護5	694 円/日		
料 4時間以上 6時間未満	要介護1	502 円/日		
	要介護2	610 円/日		
	要介護3	717 円/日		
	要介護4	824 円/日		
	要介護5	931 円/日		
金 6時間以上 8時間未満	要介護1	671 円/日		
	要介護2	821 円/日		
	要介護3	970 円/日		
	要介護4	1,121 円/日		
	要介護5	1,271 円/日		
6時間以上8 時間未満の通 所リハビリの 前後に日常生 活の世話を 行う場合の加算	8 時 間 以 上 9 時 間 未 満	50 円/回		
	9 時 間 以 上 10 時 間 未 満	100 円/回		

区分	項 目	金 額	備 考
各 種 加 算	入浴介助加算	50 円/日	入浴中に利用者の観察を含む介助を行った場合に加算。
	通所リハビリテーション 訪問指導等加算	550 円/回	理学・作業療法士/言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合、月1回を限度に加算。
	通所リハビリテーション マネジメント加算	230 円/月	月1回の評価を実施。(月4回以上通所リハビリを提供の場合に加算)
	短期集中リハビリテーション 加算(Ⅰ)	120 円/日	退院(所)日又は要介護認定日より1ヶ月以内の場合。
	短期集中リハビリテーション 加算(Ⅱ)	60 円/日	退院(所)日又は要介護認定日より1ヶ月超、3ヶ月以内の場合。
	個別リハビリテーション 実施加算	80 円/回	短期集中を伴う場合：退院後～1ヶ月は2回/日、1ヶ月～3ヶ月は1回/日、個別リハを実施した場合に算定。(月限度なし) 退院(所)日又は要介護認定日より3ヶ月超の場合：個別リハを実施した場合に算定(月13回を限度)(1～2時間の算定を除く)
	認知症短期集中 リハビリテーション加算	240 円/日	退院(所)日又は、通所開始日から起算して、過去3ヶ月間に認知症短期集中リハビリテーション加算を算定していない場合に算定。(週2日を限度)
	若年性認知症利用者 受け入れ加算	60 円/日	利用者ごとに担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズを応じたサービスの提供を行った場合。
	栄養改善加算	150 円/回	栄養改善を行った場合に加算。(月に2回を限度とする)
	口腔機能向上加算	150 円/回	口腔機能向上マネジメントを行った場合に加算。(月に2回を限度とする。)
重度療養管理加算	100 円/日	要介護4・5の方で、厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養に必要な処置を行った場合に算定。	
※理学療法士等体制強化加算	30 円/日	※常勤かつ専従の理学療法士等を2名以上配置した場合で1時間以上2時間未満の提供で、左記の加算を算定する場合(1日につき)	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12 円/日	介護福祉士が40%以上配置されている場合。	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 円/日	3年以上の勤続年数のある者が30%配置されている場合。	

※介護処遇改善加算

区分	項 目	金 額	備 考
	介護処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×17/1000	厚生労働大臣基準の全てに適合の場合
	介護処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×17/1000× 90/100	厚生労働大臣基準(7)若しくは(8)を除く場合
	介護処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数×17/1000× 80/100	厚生労働大臣基準(1)～(6)まで適合する場合

介護処遇改善加算について、所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。(平成27年3月31日までの間)

2 その他費用の内訳

項 目	金 額	備 考
食事等の提供に要する費用	500 円/回	昼食・おやつを提供の場合、左記の金額
食事等の提供に要する費用	50 円/回	おやつのみを提供の場合、左記の金額
日常生活・教養娯楽費	100 円/日	石鹸・シャンプー・トイレトペーパー・入れ歯洗浄剤・お茶・レクリエーション費等
オムツ代	150 円/枚	紙おむつを施設で提供した場合
尿取りパット代（大）	60 円/枚	尿取りパットを施設で提供した場合
尿取りパット代（小）	30 円/枚	尿取りパットを施設で提供した場合
リハビリパンツ代	200 円/枚	リハビリパンツを施設で提供した場合

項 目	金 額	備 考
<u>預かり料・</u> <u><延長料金（0分～29分まで）></u> 以下30分ごとに加算	50 円	時間により、利用者をお預かりする場合に30分を区切りとして費用を加算する。 例：0～29分（50円） 30～59分（100円） 以下30分ごとに50円加算

Ⅳ 介護予防短期入所療養介護サービスを利用する場合

1 介護予防短期入所療養介護サービス費の内訳

【個室型】1人室利用の方(老健短期ⅰ)

区分	項 目	金 額	備 考
基本料金	要 支 援 1	576 円/日	
	要 支 援 2	716 円/日	

【多床室型】2人室・4人室利用の方(老健短期ⅱ)

区分	項 目	金 額	備 考
基本料金	要 支 援 1	612 円/日	
	要 支 援 2	766 円/日	

区分	項 目	金 額	備 考
各 種 加 算	リハビリテーション 機能強化加算	30 円/日	基本料金に左記金額を加算。
	送迎加算	184 円/回	片道につき、左記金額を加算。
	個別リハビリテーション加算	240 円/回	個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に加算。
	療養食加算	23 円/日	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、基本料金に左記金額を加算。
	認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	200 円/回	「認知症の行動・心理状態」が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が判断した場合。 (7日間を限度として。)
	若年性認知症入所者 受け入れ加算	120 円/日	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供をした場合。
	緊急時治療管理	500 円/日	利用者の病状が著しく変化した場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月3日を限度に加算。
	特定治療		点数に応じた算定を行う。
	夜勤職員配置加算	24 円/日	夜勤職員の加配要件を満たす場合
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12 円/日	介護福祉士が40%以上配置されている場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 円/日	常勤職員が75%以上配置されている場合。	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円/日	3年以上の勤続年数のある者が30%配置されている場合。	

※ 介護処遇改善加算については、施設入所サービスに準じます。

※ 滞在費・食費・その他費用については、短期入所療養介護サービスに準じます。

V 介護予防通所リハビリテーションサービスを利用する場合

1 介護予防通所リハビリテーションサービス費の内訳

区分	項 目	金 額	備 考
基本料金	要 支 援 1	2412 円/月	
	要 支 援 2	4828 円/月	

日割り計算の場合

区分	項 目	金 額	備 考
基本料金	要 支 援 1	79 円/日	月単位数を30.4で割った値
	要 支 援 2	159 円/日	

区分	項 目	金 額	備 考	
各 種 加 算	運 動 器 機 能 向 上 加 算	225 円/月	理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動機能向上に係る個別計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算。	
	栄 養 改 善 加 算	150 円/月	低栄養状態にある、又はおそれのある利用者に対し管理栄養士等が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算。	
	口 腔 機 能 改 善 加 算	150 円/月	口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算。	
	事 業 所 評 価 加 算	100 円/月	上記3つの加算に対して、評価となる期間において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合、当該評価の次年度における事業所のサービス提供に加算。	
算	若年性認知症利用者 受け入れ加算	240 円/月	利用者ごとに担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズを応じたサービスの提供を行った場合。	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1	48 円/月	介護福祉士が40%以上配置されている場合。
		要支援2	96 円/月	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1	24 円/月	3年以上の勤続年数のある者が30%配置されている場合。
要支援2		48 円/月		

※ 介護処遇改善加算については、通所リハビリテーションサービスに準じます。

※ 食費・その他費用については、通所リハビリテーションサービスに準じます。